



両立支援

田辺三菱製薬

化学工業

営業車両での保育所送迎

- 保育所送迎の際の時間ロスを解消するため、送迎に営業車を利用できる
- 送迎時間の制約が解消されることで、営業時間の確保が可能、
本人の負担も軽減

職種に特化した取り組み

導入理由

保育所送迎の際の時間ロスを解消し、営業時間の確保と本人の負担を軽減するため、制度導入。

対象者

以下の条件を満たす営業外勤の社員

- ① 6歳以下の未就学児、または、小学校3年生以下の学童保育に通う子を養育していること
- ② 共働き等のため、本人以外に週3日以上子を送迎できる人がいないこと

内容

- ・ 保育所送迎の際の時間ロスを解消するため、営業外勤者（MR）が子どもの保育所送迎に営業車を利用することができる。
- ・ チャイルドシート・ジュニアシート使用は必須であり、過去1年間の交通違反歴も制度適用条件の一つとしている。

効果

送迎時間の制約が解消されることで、通勤時間の短縮・営業活動時間の確保が可能になるとともに、本人の負担軽減にもつながっている。

利用者数

女性24名、男性31名（2020年11月時点）

利用者の声

- ・ 2つの保育所に自転車で行くより、時間短縮になり安全面でも助かる。
- ・ 営業車で送り迎えをし、そのまま出社や帰宅できるので効率性が上がった。
- ・ 自動車で送迎可能な範囲で保育所を探せるため、選択肢が広がり、入園できる可能性が上がった。